

訂 正 願

令和5年11月23日

総 務 大 臣 様
大阪府選挙管理委員会委員長 様



政治団体の名称 乃木会
会計責任者の氏名 折本 卓広
提出者の氏名 折本 卓広



令和5年2月27日に提出した令和4年分の収支報告書について、下記の理由により訂正の必要が生じたので、別紙の通り訂正をお願いいたします。

記

(訂正理由)

「政治資金監査報告書」の「1. 監査の概要(1)」「1. 監査の概要(4)」「3. 業務制限」の計4箇所に誤記があったため


(備考)

会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

令和5年2月27日

乃木会
代表者 高峰 祥宏 殿

登録政治資金監査人 仲利匡成 

登録番号 第2540号

研修了年月日 平成21年4月10日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、乃木会の令和4年1月1日から令和4年12月31日に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、乃木会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

乃木会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、乃木会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

第14号様式(第8条関係)
(その1)

令和 4 年 分
(令和 年 月 日 開催分)

収 支 報 告 書

- (ふりがな)
- 政治団体の名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 代表者の氏名
 - 会計責任者の氏名

のぎかい
乃木会
大阪府吹田市西の庄町7-20奥野ビル2F
高峰 祥宏
折本 卓広

事務担当者

氏名 宮北 邦子
(電話) 06-6337-3694

氏名
(電話)



資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有
<input type="checkbox"/>	無
公職の種類	衆議院議員(候)
(選挙区)	大阪府第7区選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名	高峰 祥宏

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

「□」内には、該当するものに「☑」を記入すること

政治団体の区別	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
候補者の氏名	高峰 祥宏
公職の種類	衆議院議員(候)

国会議員関係団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

団体コード	年 分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
Bk0064	H ₂ 04	H ₂ 05.02.27	H ₂ 04.12.31	100690

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	0	1	0	0	1,000,010
(前年からの繰越額)	0	2	0	0	1,000,000
(本年の収入額)	0	3	0	0	10
支 出 総 額	0	4	0	0	1,000,010
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0	0	0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	0	6	0	0	0
員 数	0	7	0	0	0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く)の区分	REC No.	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0 8 0 0	0	
(うち特定寄附)	0 9 0 0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1 0 0 0	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1 1 0 0	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0 0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1 3 0 0	0	
イ 政党匿名寄附	1 4 0 0	0	
合計 (ア)+(イ)	1 5 0 0	0	

(その6)

(6)その他の収入		
摘要	金額	備考
この頁の小計	0	
1件10万円以下のもの	10	
合計	10	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表								
項	目				金	額	備	考
1 経常経費								
(1) 人件費	0	1	0	0		0		
(2) 光熱水費	0	2	0	0		0		
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0		0		
(4) 事務所費	0	4	0	0		0		
小計	8	0	0	0		0		
2 政治活動費								
(1) 組織活動費	0	5	0	0		0		
(2) 選挙関係費	0	6	0	0		0		
(3) 機関紙誌の発行のその他の事業費	0	7	0	0		0		
(ア 機関紙誌の発行事業費)	0	7	1	0		0		
(イ 宣伝事業費)	0	7	2	0		0		
(ウ 政治資金パーティ開催事業費)	0	7	3	0		0		
(エ その他の事業費)	0	7	4	0		0		
(4) 調査研究費	0	8	0	0		0		
(5) 寄附・交付金	0	9	0	0		1,000,010	/	
(6) その他の経費	1	0	0	0		0		
小計	8	0	1	0		1,000,010	/	
合計	9	0	0	0		1,000,010	/	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 : 寄付・交付金 (寄付)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付金	500,000	R4.09.09	立憲民主党大阪府第7区総支部	吹田市西の庄町7-20奥野ビル2F	
寄付金	500,010	R4.10.31	立憲民主党大阪府第7区総支部	吹田市西の庄町7-20奥野ビル2F	
この頁の小計	1,000,010				
その他の支出	0				
合計	1,000,010				

資産等の状況

(その17)

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※所有者の名義によらず、実態として、政治団体が有している資産等について記載すること。

宣 誓 書

添付書類(別紙のとおり)

- 1 領収書の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 27 日

政治団体の名称 乃木会

会計責任者の氏名

折本 真広



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

高峰 祥広



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 (代表者の氏名)欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和5年2月27日

乃木会

代表者 高峰 祥宏 殿

登録政治資金監査人

伊科 匡政 

登録番号

第2540号

研修修了年月日

平成21年4月10日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党大阪府第7区総支部の令和4年1月1日から令和4年12月31日に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党大阪府第7区総支部の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

立憲民主党大阪府第7区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党大阪府第7区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上